

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表明の上、平成22年6月21日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月22日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションによる取締役報酬の承認の件 |
| 第4号議案 | ストックオプションによる監査役報酬の承認の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款第13条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎なお、本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.j-com.co.jp>）において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

＜決議通知及び株主通信のご郵送取り止めについて＞

当社では、従来より、定時株主総会の決議通知及び株主通信を株主の皆様にご郵送いたしておりましたが、本年より、定時株主総会の決議通知及び株主通信について、ご郵送を取り止め、当社ウェブサイト (<http://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、決議通知は、本定時株主総会当日の午後5時以降に掲載する予定です。また、株主通信については、平成22年7月中旬頃の掲載を予定しております。

# 添付書類

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、1996年の創業以来、モバイル通信サービスの新たな事業モデルとしてMVNO（Mobile Virtual Network Operator＝仮想移動体通信事業者）事業モデルを提唱し、世界で初めて実現してまいりました。従来型のモバイル事業モデルは、国から周波数免許を取得した通信事業者が基地局を敷設した上で、自ら通信端末を販売して自己の通信サービスを提供するものです。つまり、免許・基地局といった設備の維持から端末を含めたサービスの提供・運用まで、すべて1社で完結しています。これに対し、当社のモバイル事業モデルでは、周波数免許を持ち基地局を設置している携帯電話事業者の通信ネットワークを利用し、当社が自らの通信サービスを提供しています。

これは、基地局の整備による通信ネットワークの提供と、そのネットワークを利用した通信サービスの提供を分けることで、事実上、新規参入が不可能となっていた通信事業を新たなサービス提供者の参入によって活性化し、通信サービスの多様化及び低廉化をもたらす事業モデルであると自負しています。

当社は、この事業モデルの確立を推進し、2001年に株式会社ウィルコム（以下、「ウィルコム」という）が持つPHS網によるモバイル通信サービスの提供を開始し、2008年8月には、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」という）の第3世代携帯電話（以下、「3G」という）網により、PHSに比べて格段に高速かつ通信可能エリアが広い通信サービスの提供を開始しました。さらに、2009年3月には、ドコモと新たな接続方式（レイヤー2接続）を実現し、ドコモの3G網を、ドコモとほぼ同様の自由度をもって利用できるようになり、当社が提供するサービスの差別化が可能となりました。これにより、前連結会計年度は、第13期の事業報告で申し上げたとおり、当社にとって、「事業基盤が確立した1年」

となりました。

また、当社は創業以来、日本国内のみならず、グローバルな事業展開を進めています。従来型のモバイル事業モデルでは、免許を持って基地局設備を持つ通信事業者自身が通信サービスを提供するため、サービスの提供範囲は免許を付与された国の単位で区切られています。日本の携帯電話事業者のサービス提供範囲は日本国内のみであり、海外の携帯電話事業者も同様です。しかし、当社の事業モデルでは、各国の携帯電話事業者の通信ネットワークを利用するため、国境の制約を受けることなくサービスを提供していくことが可能です。当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という）は、その最初のステップとして、2007年に当社の米国子会社が米国の携帯電話事業者であるUSセルラーと接続し、同社の通信ネットワークにより当社グループ独自の通信サービスを提供しています。

以上の事業方針のもと、当社グループは、当連結会計年度において、国内ではドコモの3G網によるモバイル通信サービスの営業展開を推進すること、及び、米国では本格的な売上を実現することを重点課題として取り組みました。

国内における取組みでは、当社ブランドのサービス展開を継続しながら、前連結会計年度後半からパートナー戦略へと軸足をシフトし、当社のパートナー企業ブランドによる営業展開を進めるとともに、モバイル端末向けのSIM製品（SIMチップのみを端末機器とは独立して販売するもの）の販売を開始しました。

当社は、前連結会計年度から当連結会計年度にかけて多数のパートナー契約を締結し、事業基盤確立後の初年度にあたる当連結会計年度において、パートナー企業の成功による当社の成長を計画していました。当連結会計年度から営業を開始したパートナー企業には、スターネット株式会社（住友電気工業株式会社の情報通信子会社）、三菱電機情報ネットワーク株式会社、及び、日本ヒューレット・パッカード株式会社（以下、「HP」という）といった著名企業が含まれています。特にHPのモバイル事業は、世界最大のPCメーカーが初めて自社ブランド（HPモバイルブロードバンド）でモバイル通信サービスを開始したという画期的なものです。当社は、この裏方として3Gネットワークの提供やサービス開発・運用面で同社を支援しており、当社のパートナー戦略のわかりやすい事例となりました。

また、SIM製品の販売は、SIMロックフリー（特定の通信事業者のSIMのみで利用できるという制限（SIMロック）がかけられていない）

のモバイル端末を製造・販売するパートナー企業と協業して開始しました。当社のSIM製品が利用できるSIMロックフリー端末には、HPのモバイルノートPCや、モトローラ株式会社のモバイルコンピュータ製品があります。当社では、SIMロックフリーのモバイル端末は今後ますます増加していくことを想定しており、それに伴い、価格及び品質の両面で最適な当社SIM製品への需要は高まっていくものと考えています。

このように、パートナー開拓では一定の成果が認められ、パートナー企業の積極的な営業努力があったにもかかわらず、結果的には、当社及びパートナー企業のいずれも当連結会計年度において十分な営業成績を上げることはできませんでした。この主たる要因は、ドコモによる不当廉売や営業妨害に該当するおそれのある行為が認められたことであると考えられます。

2004年に改正後の電気通信事業法が施行され、携帯電話事業者は、従前の許認可料金のほか、相対料金の提示が認められるようになりましたが、近年の携帯電話事業者間の顧客獲得競争の激化により、法人向けに、原価を下回る料金を相対料金として提示する事例が横行しています。当社がパートナー戦略の1年目に開拓したパートナー企業の大半は法人向けにサービスを提供する事業者であり、これらの不当廉売や営業妨害に該当するおそれのある行為の影響を正面から受け、成果を出すことのできない状況に陥りました。

総務省によるMVNO推進策は、新規事業の創出によって将来の日本の成長戦略を描くものであり、極めて重要な政策として位置づけられています。ドコモの携帯網が開放され、当社が同社との相互接続によるMVNO事業を開始してからまだ2年が経過したばかりですが、この間に、50社以上のMVNO事業者が誕生しました。ただし、これらの事業者のほとんどは法人向けにサービスを提供する事業者であり、直接的または間接的に上記の問題による影響を受けています。

市場経済において各社が営業努力をすることは当然のことですが、一方、健全な市場競争を実現するためにも、独占禁止法または電気通信事業法に違反するような行為は許されるべきではありません。当社は、この問題について、2010年4月19日に総務省に対して意見申出を行っていますが、今後も、断固たる姿勢で解決を求めていきます。

なお、当社は、この問題への対策として、携帯電話事業者が事実上相対料金を提示することのできないコンシューマ市場に注力し、パートナー企業とともに、不当廉売問題の影響が少ない分野での事業展開を図るべく、

既に取り組みを開始しています。

米国における事業展開では、攻略すべき市場を絞って集中的に取り組むことで実績を上げることを目標としました。最初の目標にはATM（現金自動支払機）向けモバイル通信サービスの市場を選択して取り組みを進め、2008年6月には、当社の米国子会社がクレジット業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS）の認定を受けました（なお、当該分野でこの認定を取得したのは現時点においても当社の米国子会社のみとなっています）。この認定による情報セキュリティ面での優位性、及び、無線ネットワークの活用によりATM運用費用を大幅に削減できることにより、ATM向けの商談が急増し、当連結会計年度は、四半期ごとに大幅な成長を達成することができました。

さらに、このような米国での実績が評価され、2010年3月には、加入者数でドコモに匹敵する規模の米国第3位の携帯電話事業者であるSprint（以下、「スプリント」という）との間でレイヤー2接続に関する契約を締結することができました。スプリントは、全米をカバーする高速なモバイル・ネットワークを所有していることから、日本でbモバイルとして培ってきた様々なモバイル通信サービスを米国で展開することも可能となり、当社グループにとって次期以降の新たな成長への道筋としてとらえています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比30.2%減の2,565百万円となりました。中核事業は米国事業の進展や地域MVNO事業の進捗により前期比2.8%増と増収を確保したものの、非中核事業はテレコム事業の縮小に加え、PHSネットワークを利用したサービスの売上減少などから前期比62.4%減となり、当社グループ全体では前期比30.2%減の大幅な減収となりました。

売上原価は前期比17.0%減の2,157百万円となりました。当社単体ではネットワーク原価の適正化などにより25.0%削減したものの、米国事業での売上の増加に伴い米国子会社の売上原価がほぼ倍増したことなどから、全体では前期比17.0%減に留まりました。

販売費及び一般管理費は、米国子会社を含めた当社グループ全体で費用の見直しを一層進めるなどして前期比7.9%減の1,585百万円とした結果、営業利益は前期比15百万円改善の1,096百万円の損失となりました。

経常利益、当期純利益はそれぞれ前期並みの1,190百万円の損失、前期比49百万円損失増の1,242百万円の純損失となりました。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに216百万円を支出しました。

③ 資金調達の状況

イ. 当社の資本を増強し、財務体質を強化するため、平成21年3月25日にメリルリンチ日本証券株式会社を引受人として発行したエクイティ・コミットメント・ライン（第2回新株予約権）を利用し、当社による新株予約権行使により平成21年5月29日、475百万円の資金調達を行いました。

ロ. 成長戦略実現に必要な財務体質強化を目的として、平成21年9月に当社大株主による当社株式の海外売出しと、当該株主に対する新株発行を組み合わせた資金調達を実施し、主に欧州及び日本の機関投資家から1,800百万円の資金調達を行いました。

具体的には、平成21年9月2日に、当社の大株主であるエルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー（LTSanda B.V.B.A.、本社：ベルギー、代表者：三田聖二（当社代表取締役社長））（以下、「LTS」という）が欧州を中心とする機関投資家に対して当社株式124,000株の売出しを行い、当社は、LTSが売出しによって取得した純手取金1,800百万円全額をLTSから借入れました。

続いて9月18日に、当社はLTSが売出した株式数と同数の124,000株をLTSに新株発行（第三者割当）し、LTSは、当社に対する貸付金債権をもって新株発行の払込金に充当するという方法により調達しました。

この資金調達に伴い、第2回新株予約権（目的となる株式の種類及び数 普通株式124,000株）を取得・消却しました。

ハ. ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴い、39百万円（当連結会計年度中に権利行使されたものの合計額）の資金が増加しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第11期<br>自 平成18年4月<br>至 平成19年3月 | 第12期<br>自 平成19年4月<br>至 平成20年3月 | 第13期<br>自 平成20年4月<br>至 平成21年3月 | 第14期<br>自 平成21年4月<br>至 平成22年3月 |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 3,996                          | 3,419                          | 3,675                          | 2,565                          |
| 経常利益(△損失)(百万円)           | △599                           | △1,063                         | △1,191                         | △1,190                         |
| 当期純利益(△純損失)(百万円)         | △1,272                         | △1,946                         | △1,192                         | △1,242                         |
| 1株当たり当期純利益<br>(△純損失) (円) | △5,670.57                      | △8,670.05                      | △5,134.79                      | △977.34                        |
| 総 資 産(百万円)               | 4,579                          | 2,424                          | 2,442                          | 3,196                          |
| 純 資 産(百万円)               | 2,499                          | 629                            | 305                            | 1,493                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                    | 資 本 金             | 議 決 権 比 率 | 主 な 事 業 内 容                     |
|----------------------------------------------------------|-------------------|-----------|---------------------------------|
| 丹後通信株式会社                                                 | 25 (百万円)          | 100.0%    | 地域MVNOとして、地域に密着した通信サービスの提供      |
| Communications Security and Compliance Technologies Inc. | 1,000,000 (US \$) | 100.0%    | 米国でのMVNO事業                      |
| Computer and Communication Technologies Inc.             | 200 (US \$)       | 100.0%    | MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発       |
| Arxceo Corporation                                       | 236 (US \$)       | 57.1%     | ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売     |
| アレクセオ・ジャパン株式会社                                           | 50 (百万円)          | 100.0%    | ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売 |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 現状認識について

インターネットの普及により、家やオフィスに居ながらにして様々な形でインターネットを活用できるようになった今日、次のステップとして、どこでもインターネットを活用できる環境が求められています。具体的には、持ち運びができるインターネット端末と、どこでもインターネットに接続できる通信環境です。これにより、必要な時に必要な情報が、求める人々のいる場所に届けられるという、次世代インターネットと言うべき環境が整います。

この流れは、世界中の先進国において広まりを見せていますが、その中でも特に日本は、モバイル通信設備が世界で最も進んだ地域であり、次世代インターネットを実現するのに最適な地域（ただし、次世代インターネット用の端末やクラウドサービスは、米国を中心に進展しています）となっています。

次世代インターネット実現に向けた戦略は各社各様ですが、当社は、端末とクラウドサービスを結びつけるモバイル通信こそが核であると考えています。これを幅広い顧客に提供するためには、自社のモバイル通信設備に依存することなく、さまざまな地域のさまざまな事業者が持つ通信設備を活用することで、当社独自のプラットフォームを構築することが重要であると考え、これを当社の戦略の柱に据えています。

また、このプラットフォームをパートナー企業に提供することにより、パートナー企業が顧客に対して行う営業やマーケティング活動の成長を支援する協業体制を築いています。

以上の背景のもと、当社グループは、当連結会計年度末までに、日本においてはドコモとの相互接続を実現し、米国においてもUSセルラーに加え、スプリントとの接続契約を締結したことで、日本及び米国で事業展開を進めるためのモバイル通信の調達は完了したと考えています。また、HPやソニーといったグローバルメーカーや、さらには日本及び米国における法人向けの通信サービス事業者とのパートナーシップを締結する中、前述の中長期的な目標の一つであるグローバルなモバイル・ネットワークの構築へとつながる成長基盤が整いつつあると認識しています。

## ② 当面の対処すべき課題と対処方針

当社グループは、前述のとおり、グローバルなモバイル通信ネットワーク事業者へ飛躍的に成長を遂げるという当社の中長期戦略へよりいっそう近づくべく、以下の3点を当面の課題として認識しています。

### (a) コンシューマ市場の開拓

当社は、当連結会計年度後半より、携帯電話事業者が事実上相対料金を提示できないコンシューマ市場に照準を合わせ、既に新製品の投入を開始していますが、さらに新たな製品やサービスを展開していきます。2010年5月のソニーによる当社サービスの採用に見られるように、当社は、当社ブランドの新製品及びパートナー企業との協業により、コンシューマ市場の開拓を進めていきます。

### (b) グローバル戦略の更なる急成長

当社のグローバル戦略においては、まず本格的に立ち上がりつつある米国事業が、当連結会計年度に引き続き急成長を遂げられるよう営業努力を続けます。ATM向け市場では、当連結会計年度に充分地歩を固めたことから、より大きな市場規模を持つPOS（店舗販売時点情報管理）向け市場を攻略していきます。

### (c) 人材の確保・育成

当社は、携帯電話事業者による不当販売問題等の目前の課題に直面しつつも、より中長期的には巨大な事業機会を捉えつつあり、これらの事業機会をグローバルに、かつ当社の事業モデルで捉えていくためには、人材の確保と育成が依然として最大の課題であり、当社マネジメントチームの最優先課題と認識しています。当社は、個々の人材については他社との比較において相当な優位にあると自負していますが、絶対数が不足していることは否定できません。当社は、課せられた期待に応えるため、現在保有する人材の更なる育成と、新たな人材の獲得に注力していきます。

## (5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワーク及び公衆無線LANサービス事業者の公衆無線LANスポットを利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

| サービスの種類                                                                                                                                             | 主なサービスの概要                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データ通信サービス                                                                                                                                           | <p>携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、セキュリティの高いモバイルデータ通信を提供するサービス</p>                                        |
|                                                                                                                                                     | <p>① 法人向けサービス (商標：インフィニティケア)</p>                                                                                              |
|                                                                                                                                                     | <p>主に法人顧客向けに、顧客ごとに異なる課題や要望に応えたデータ通信を設計、開発、構築し、サポートや運用を含めて提供するモバイルデータ通信サービス<br/>(平成13年10月サービス開始)</p>                           |
|                                                                                                                                                     | <p>② 個人向けサービス (商標：bモバイル等)</p>                                                                                                 |
|                                                                                                                                                     | <p>主に一般消費者や中小法人顧客向けに、端末機器、SIMカード、接続ソフトウェア、データ通信、無線LAN通信及びインターネット接続等をパッケージ化して提供するモバイルデータ通信サービス<br/>(平成13年12月サービス開始)</p>        |
| <p>③ 機器向けサービス (商標：通信電池)</p>                                                                                                                         |                                                                                                                               |
| <p>主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービス<br/>(平成14年12月サービス開始)</p> |                                                                                                                               |
| <p>④ MVNO向けサービス (MVNEサービス)</p>                                                                                                                      |                                                                                                                               |
| <p>MVNO向けに、モバイル・ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービス<br/>(平成20年10月サービス開始)</p>                                                                                   |                                                                                                                               |
| テレコム・サービス                                                                                                                                           | <p>携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話 (PHS音声通信を含む。以下同じ) サービス<br/>(平成9年1月サービス開始)</p> |

(6) 主要な事業所（平成22年3月31日現在）

| 会社名                                                      | 名称    | 所在地            |
|----------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 日本通信株式会社                                                 | 本社    | 東京都品川区         |
|                                                          | 西日本支社 | 大阪府大阪市         |
| 丹後通信株式会社                                                 | 本社    | 京都府宮津市         |
| Communications Security and Compliance Technologies Inc. | 本社    | 米国ジョージア州アトランタ  |
| Computer and Communication Technologies Inc.             | 本社    | 米国コロラド州イングルウッド |
| Arxceo Corporation                                       | 本社    | 米国ジョージア州アトランタ  |
| アレクセオ・ジャパン株式会社                                           | 本社    | 東京都品川区         |

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 127（5）名 | 6（△1）名      |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|--------|--------|
| 100（2）名 | 6（△2）名    | 39.63歳 | 4.88年  |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

| 借入先      | 借入額   |
|----------|-------|
| 京都北都信用金庫 | 20百万円 |

（注）当社の子会社である丹後通信株式会社が、地域MVNOとして地域に密着した通信サービスを提供していくという観点から借入れを行ったものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,350,000株（注）  
 （注）平成21年5月25日に、会社法第184条第2項に基づき、下記②（注）の株式分割に伴う定款の一部変更決議を行ったことにより、平成21年7月1日付で、3,480,000株増加しています。
- ② 発行済株式の総数 1,337,240株（注）  
 （注）平成21年7月1日に1株を5株に分割する株式分割を行ったことにより、966,680株増加しています。
- ③ 株主数 15,380名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                    | 持 株 数    | 持株比率   |
|------------------------------------------|----------|--------|
| エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー（注）2               | 174,745株 | 13.06% |
| エイチエスビーシー ファンド サービスィズ クライアント アカウント500    | 139,935株 | 10.46% |
| シティグループ・グローバル・マーケットツ・インク（注）3             | 108,850株 | 8.14%  |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                          | 41,117株  | 3.07%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                  | 23,362株  | 1.74%  |
| 城 野 親 徳                                  | 22,950株  | 1.71%  |
| 大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社                      | 22,447株  | 1.67%  |
| 宇 津 木 卯 太 郎                              | 21,704株  | 1.62%  |
| チェースマンハッタンバンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ | 17,000株  | 1.27%  |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                        | 14,715株  | 1.10%  |

- （注）1. 持株比率は自己株式（150株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
3. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットの保有によるものです。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成22年3月31日現在)

| 発行決議の日             |               | 平成14年6月27日                     | 平成15年6月27日                    |           |      |
|--------------------|---------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------|------|
| 新株予約権の数            |               | 146個                           | 390個                          |           |      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |               | 普通株式 2,190株<br>(新株予約権1個当たり15株) | 普通株式 1,950株<br>(新株予約権1個当たり5株) |           |      |
| 新株予約権の発行価額         |               | 無償                             | 無償                            |           |      |
| 新株予約権の行使時の払込金額/株   |               | 5,334円                         | 5,334円                        |           |      |
| 新株予約権の行使期間         |               | 平成14年8月15日から<br>平成24年8月15日まで   | 平成16年3月15日から<br>平成26年3月15日まで  |           |      |
| 新株予約権の行使の条件        |               | (注) 1                          | (注) 2                         |           |      |
| 役員<br>の<br>保有状況    | 取締役(社外取締役を除く) | 保有者数                           | 0名                            | 保有者数      | 1名   |
|                    |               | 保有数                            | 0個                            | 保有数       | 165個 |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 0株                            | 目的である株式の数 | 825株 |
|                    | 社外取締役         | 保有者数                           | 2名                            | 保有者数      | 1名   |
|                    |               | 保有数                            | 20個                           | 保有数       | 10個  |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 300株                          | 目的である株式の数 | 50株  |
|                    | 監査役           | 保有者数                           | 0名                            | 保有者数      | 1名   |
|                    |               | 保有数                            | 0個                            | 保有数       | 10個  |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 0株                            | 目的である株式の数 | 50株  |

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

|                    |               |                                |                                |           |        |
|--------------------|---------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|--------|
| 発行決議の日             |               | 平成16年6月29日                     | 平成17年6月29日                     |           |        |
| 新株予約権の数            |               | 2,218個                         | 2,997個                         |           |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |               | 普通株式 11,090株<br>(新株予約権1個当たり5株) | 普通株式 14,985株<br>(新株予約権1個当たり5株) |           |        |
| 新株予約権の発行価額         |               | 無償                             | 無償                             |           |        |
| 新株予約権の行使時の払込金額/株   |               | 5,334円                         | 35,600円                        |           |        |
| 新株予約権の行使期間         |               | 平成16年8月15日から<br>平成26年8月15日まで   | 平成17年8月18日から<br>平成27年8月18日まで   |           |        |
| 新株予約権の行使の条件        |               | (注) 1                          | (注) 2                          |           |        |
| 役員<br>保有状況         | 取締役（社外取締役を除く） | 保有者数                           | 2名                             | 保有者数      | 2名     |
|                    |               | 保有数                            | 1,361個                         | 保有数       | 1,252個 |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 6,805株                         | 目的である株式の数 | 6,260株 |
|                    | 社外取締役         | 保有者数                           | 3名                             | 保有者数      | 3名     |
|                    |               | 保有数                            | 30個                            | 保有数       | 30個    |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 150株                           | 目的である株式の数 | 150株   |
|                    | 監査役           | 保有者数                           | 1名                             | 保有者数      | 1名     |
|                    |               | 保有数                            | 10個                            | 保有数       | 10個    |
|                    |               | 目的である株式の数                      | 50株                            | 目的である株式の数 | 50株    |

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年6月8日取締役会決議及び平成16年6月29日第8回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成17年5月25日取締役会決議及び平成17年6月29日第9回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

|                          |                                 |                                  |        |           |        |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--------|-----------|--------|
| 発行決議の日                   | 平成18年 5月25日                     | 平成19年 5月17日                      |        |           |        |
| 新株予約権の数                  | 1,783個                          | 2,120個                           |        |           |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数       | 普通株式 8,915株<br>(新株予約権 1個当たり 5株) | 普通株式 10,600株<br>(新株予約権 1個当たり 5株) |        |           |        |
| 新株予約権の払込金額               | 無償                              | 無償                               |        |           |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | 10,860円                         | 4,642円                           |        |           |        |
| 新株予約権の行使期間               | 平成18年 8月10日から<br>平成23年 8月10日まで  | 平成19年 8月 3日から<br>平成29年 8月 3日まで   |        |           |        |
| 新株予約権の行使の条件              | (注) 1                           | (注) 2                            |        |           |        |
| 役員の<br>保有状況              | 取締役 (社外取締役を除く)                  | 保有者数                             | 3名     | 保有者数      | 3名     |
|                          |                                 | 保有数                              | 1,010個 | 保有数       | 1,360個 |
|                          |                                 | 目的である株式の数                        | 5,050株 | 目的である株式の数 | 6,800株 |
|                          | 社外取締役                           | 保有者数                             | 3名     | 保有者数      | 3名     |
|                          |                                 | 保有数                              | 30個    | 保有数       | 30個    |
|                          |                                 | 目的である株式の数                        | 150株   | 目的である株式の数 | 150株   |
|                          | 監査役                             | 保有者数                             | 3名     | 保有者数      | 3名     |
|                          |                                 | 保有数                              | 30個    | 保有数       | 30個    |
|                          |                                 | 目的である株式の数                        | 150株   | 目的である株式の数 | 150株   |

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成18年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

|                          |                                |                                |         |           |        |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------|-----------|--------|
| 発行決議の日                   | 平成20年 5月16日                    | 平成21年 5月14日及び<br>平成21年 5月25日   |         |           |        |
| 新株予約権の数                  | 3,460個                         | 10,000個                        |         |           |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数       | 普通株式 17,300株<br>(新株予約権1個当たり5株) | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権1個当たり1株) |         |           |        |
| 新株予約権の払込金額               | 無償                             | 無償                             |         |           |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | 16,540円                        | 17,880円                        |         |           |        |
| 新株予約権の行使期間               | 平成20年 8月 5日から<br>平成25年 8月 5日まで | 平成21年 8月15日から<br>平成26年 8月15日まで |         |           |        |
| 新株予約権の行使の条件              | (注) 1                          | (注) 2                          |         |           |        |
| 役員の<br>保有状況              | 取締役(社外取締役を除く)                  | 保有者数                           | 3名      | 保有者数      | 3名     |
|                          |                                | 保有数                            | 2,400個  | 保有数       | 6,700個 |
|                          |                                | 目的である株式の数                      | 12,000株 | 目的である株式の数 | 6,700株 |
|                          | 社外取締役                          | 保有者数                           | 3名      | 保有者数      | 3名     |
|                          |                                | 保有数                            | 30個     | 保有数       | 30個    |
|                          |                                | 目的である株式の数                      | 150株    | 目的である株式の数 | 30株    |
|                          | 監査役                            | 保有者数                           | 3名      | 保有者数      | 4名     |
|                          |                                | 保有数                            | 30個     | 保有数       | 40個    |
|                          |                                | 目的である株式の数                      | 150株    | 目的である株式の数 | 40株    |

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成21年5月14日及び平成21年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                 |                                                                                                                   |             |        |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 発行決議の日                          | 平成21年5月14日及び平成21年5月25日                                                                                            |             |        |
| 新株予約権の数                         | 10,000個                                                                                                           |             |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数              | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権1個当たり1株)                                                                                    |             |        |
| 新株予約権の払込金額                      | 無償                                                                                                                |             |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          | 1株当たり 17,880円                                                                                                     |             |        |
| 新株予約権の行使期間                      | 平成21年8月15日から平成26年8月15日まで                                                                                          |             |        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 | 13,699円                                                                                                           |             |        |
| 新株予約権の行使の条件                     | 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成21年5月14日及び平成21年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。 |             |        |
| 使用人等に対する<br>交付状況                | 当社使用人                                                                                                             | 交付を受けた者の数   | 13名    |
|                                 |                                                                                                                   | 交付した新株予約権の数 | 2,460個 |
|                                 |                                                                                                                   | 目的である株式の数   | 2,460株 |
| 交付状況                            | 当社社会会社の役員<br>及び使用人                                                                                                | 交付を受けた者の数   | 5名     |
|                                 |                                                                                                                   | 交付した新株予約権の数 | 770個   |
|                                 |                                                                                                                   | 目的である株式の数   | 770株   |

③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                                 | 平成19年12月6日                                                                                                                                                                                       |
| 〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕                     |                                                                                                                                                                                                  |
| 社債の総額                                  | 金400,000,000円                                                                                                                                                                                    |
| 各社債の金額                                 | 金100,000,000円の1種                                                                                                                                                                                 |
| 利率                                     | 年利3%<br>なお、複利計算の方法によるものとする。                                                                                                                                                                      |
| 社債の発行日                                 | 平成19年12月21日                                                                                                                                                                                      |
| 償還期日                                   | 平成22年12月21日                                                                                                                                                                                      |
| 募集方法                                   | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。<br>バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・<br>ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・<br>ディーティーディー ジャンユアリー4.1996<br>(Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt<br>Joint Trust DTD 1996/1/4)<br>金400,000,000円 |
| 〔新株予約権の内容〕                             |                                                                                                                                                                                                  |
| 社債に付された新株予約権の総数                        | 3,200個                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                    | ・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。<br>・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額                             | 無償                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額           | ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。<br>・転換価額は、当初125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円）とする。                                                                     |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成19年12月21日から平成22年12月20日まで                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。<br>増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。                              |
| 新株予約権の行使の条件                            | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                                               |

ロ. 平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

|                                                |                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                                         | 平成20年5月12日                                                                                                                                                                                       |
| 〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕                             |                                                                                                                                                                                                  |
| 社債の総額                                          | 金400,000,000円                                                                                                                                                                                    |
| 各社債の金額                                         | 金100,000,000円の1種                                                                                                                                                                                 |
| 利率                                             | 年利3%<br>なお、複利計算の方法によるものとする。                                                                                                                                                                      |
| 社債の発行日                                         | 平成20年5月27日                                                                                                                                                                                       |
| 償還期日                                           | 平成23年5月27日                                                                                                                                                                                       |
| 募集方法                                           | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。<br>バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・<br>ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・<br>ディーティーディー ジャンユアリー4.1996<br>(Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt<br>Joint Trust DTD 1996/1/4)<br>金400,000,000円 |
| 〔新株予約権の内容〕                                     |                                                                                                                                                                                                  |
| 社債に付された新株予約権の総数                                | 2,000個                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び<br>数                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。</li> <li>・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。</li> </ul>                                               |
| 新株予約権の払込金額                                     | 無償                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財<br>産の内容及びその価額               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。</li> <li>・転換価額は、当初200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円）とする。</li> </ul>             |
| 新株予約権の行使期間                                     | 平成20年5月27日から平成23年5月26日まで                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使により株式を発行する<br>場合における増加する資本金及び資本準<br>備金 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。                                  |
| 新株予約権の行使の条件                                    | 各本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                                               |

ハ. 平成21年3月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権（第三者割当）（注1）

|                                        |                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                                 | 平成21年3月10日                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の数                                | 620個（注2）                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                    | 普通株式124,000株（注2）<br>（新株予約権1個当たり200株）（注3）                                                                                                                      |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり6,640円                                                                                                                                              |
| 新株予約権の払込期日                             | 平成21年3月25日                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき当初25,025円                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成21年3月26日から平成23年3月25日まで                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                              |
| 割当先                                    | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をメルリリンチ日本証券株式会社に割り当てた。                                                                                                                |

- （注） 1. 本新株予約権は、平成21年8月24日及び同年8月28日の取締役会決議に基づき、平成21年9月14日に残存個数620個の全てが取得及び消却されました。そのため、本新株予約権は平成21年9月15日をもって消滅しています。
2. 平成21年8月31日現在の残高です。
3. 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整によります。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 会社における地位         | 氏名                                                      | 担当及び重要な兼職状況                          |
|------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 三田 聖二                                                   | エルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー マネージングディレクター     |
| 取締役専務<br>(代表取締役) | 福田 尚久                                                   | チーフオペレーティングオフィサー<br>(COO)            |
| 取締役              | 田島 淳                                                    |                                      |
| 取締役              | テレーザ・エス・<br>ヴォンダーシュミット<br>(Theresa S.<br>Vonderschmitt) | 投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・<br>トラスト オーナー兼マネジャー |
| 取締役              | ドナル・ドイル<br>(Donal Doyle)                                | 上智大学名誉教授                             |
| 取締役              | 塚田 健雄                                                   |                                      |
| 取締役              | 井戸 一朗                                                   |                                      |
| 監査役(常勤)          | 笠井 哲哉                                                   |                                      |
| 監査役              | 山口 洋                                                    | 山口国際会計事務所 代表                         |
| 監査役              | 中山 孝司                                                   |                                      |
| 監査役              | 師田 卓                                                    |                                      |

- (注) 1. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏、塚田健雄氏及び井戸一朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役笠井哲哉氏、山口洋氏、中山孝司氏及び師田卓氏は、社外監査役です。
3. 監査役山口洋氏及び師田卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役山口洋氏は、公認会計士、米国公認会計士及びカナダ勤許会計士の資格を有しています。
  - ・監査役師田卓氏は、帝人株式会社にて平成5年6月より平成12年6月まで財務・経理を含む管理全般担当取締役CFOに在任していました。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当<br>及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|-------------------------|
| 舘野 忠男 | 平成21年6月23日 | 辞任   | 社外監査役                   |

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支給人員       | 支給額              |
|------------------------|------------|------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役 役) | 6名<br>(3名) | 290百万円<br>(9百万円) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役 役) | 5名<br>(5名) | 24百万円<br>(24百万円) |
| 合 計                    | 11名        | 314百万円           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人兼務取締役は存在しないため、使用人給与相当額はありません。
2. 取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。
3. 監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。
4. 支給額には、平成18年6月29日開催の第10回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成20年6月24日開催の第12回定時株主総会決議に基づくストックオプション及び平成21年6月23日開催の第13回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。
- 取締役 6名      44百万円（うち社外取締役 3名    0百万円）
- 監査役 4名      0百万円（うち社外監査役 4名    0百万円）

### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラストのオーナーを兼務しています。なお、同社は当社の株主及び新株予約権付社債権者です。

- ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当なし
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。

## 二. 当事業年度における主な活動状況

### ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

|                        | 取締役会（8回開催） |      | 監査役会（12回開催） |      |
|------------------------|------------|------|-------------|------|
|                        | 出席回数       | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット | 7回         | 88%  | —           | —    |
| 取締役 ドナル・ドイル            | 8回         | 100% | —           | —    |
| 取締役 塚田健雄               | 8回         | 100% | —           | —    |
| 取締役 井戸一朗               | 8回         | 100% | —           | —    |
| 監査役 笠井哲哉               | 6回         | 100% | 9回          | 100% |
| 監査役 山口洋                | 8回         | 100% | 12回         | 100% |
| 監査役 中山孝司               | 6回         | 75%  | 10回         | 83%  |
| 監査役 師田卓                | 8回         | 100% | 12回         | 100% |

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 監査役笠井哲哉氏については、平成21年6月23日開催の株主総会において初めて選任されましたので、選任後開催された取締役会（6回）及び監査役会（9回）について記載しています。

- バ. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、豊富な経営経験及び投資経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥

当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、活発な議論を行っています。

- ・取締役井戸一朗氏は、電気機器業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
- ・取締役ドナル・ドイル氏は、学識経験者としての専門的な観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
- ・監査役笠井哲哉氏は、常勤監査役として、会社の日常の業務執行状況を把握し、適法性・妥当性を確保するために、適宜助言しています。
- ・監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しています。
- ・監査役中山孝司氏及び師田卓氏は、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、適宜取締役の職務の執行に関して助言しています。
- ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

#### ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の子会社である、Communications Security and Compliance Technologies Inc. 及び Computer and Communication Technologies Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社外取締役による牽制

取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。

- (2) 顧問弁護士による法的監査及び助言  
取締役会には、顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をとる。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
    - (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
  - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (1) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、取締役会に報告する。
    - (2) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。
    - (3) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
    - (4) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
  - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 職務権限・意思決定ルール の策定
    - (2) 常勤取締役及び執行役員を構成員とする常勤役員会の設置
    - (3) 取締役会による事業年度ごとの業績目標及び予算の策定
    - (4) 各事業部門による月次・四半期業績管理の実施
    - (5) 常勤役員会による月次業績のレビュー及び改善策の実施
    - (6) 取締役会による四半期業績のレビュー
  - ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (1) 常勤役員会の決議により、法令を遵守する行動規範を定めるコンプライアンス規程を制定し、取締役会に報告する。
    - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務部がこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、法務部を中心として、使用人に対する教育及び指導を実施する。

- (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室は、法務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社社会社の業務執行責任者は、原則として当社執行役員とし、当社常勤役員会の構成員とする体制をとる。
  - (2) 当社の関係会社主管責任者は、企業集団全体における内部統制について横断的に管理するとともに、当社子会社に対する指導及び支援を行う。
  - (3) 当社子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程にしたがい、関係会社主管責任者と連携し、各社の内部統制を確立し、運用する権限及び責任を有する。
  - (4) 当社人事総務部、財務経理部、法務部等の担当部署は、主管責任者と連携して、企業集団全体における内部統制の確立を推進する。
  - (5) 企業集団全体における内部統制の構築を支援するため、当社社長室を中心として、企業集団の間での情報の共有化を図り、指示・要請等の伝達が的確に行われる体制を構築する。
  - (6) 当社の内部監査室は、当社の企業集団についても内部監査を実施し、その結果を関係会社主管責任者を通して当社代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
  - (2) 当面、監査役スタッフ以外の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通ずる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
使用人の監査補助業務の遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役が常勤役員会に出席する体制をとることにより、監査に必要なかつ適切な情報は、適宜、監査役に報告される。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び常勤の取締役は、それぞれ監査役会と定期的に意見交換を実施することとする。また、監査法人にも必要に応じ監査役会との意見交換を求めるものとする。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |       | 負 債 の 部                |        |
|----------------------|-------|------------------------|--------|
| 科 目                  | 金 額   | 科 目                    | 金 額    |
| <b>流 動 資 産</b>       | 2,001 | <b>流 動 負 債</b>         | 1,239  |
| 現金及び預金               | 1,047 | 買掛金                    | 156    |
| 売掛金                  | 400   | 短期借入金                  | 20     |
| 有価証券                 | 221   | 一年内償還予定社債              | 400    |
| 商 品                  | 211   | 未払金                    | 85     |
| 貯 蔵 品                | 7     | 未払法人税等                 | 14     |
| その他                  | 113   | 前受収益                   | 4      |
| 貸倒引当金                | △1    | リース債務                  | 24     |
| <b>固 定 資 産</b>       | 1,194 | 通信サービス繰延利益額            | 386    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | 202   | 訴訟損失引当金                | 32     |
| 建物及び附属設備             | 20    | その他                    | 113    |
| 車両及び運搬具              | 0     | <b>固 定 負 債</b>         | 464    |
| 工具、器具及び備品            | 98    | 社 債                    | 400    |
| 移動端末機器               | 0     | リース債務                  | 64     |
| リース資産                | 82    | <b>負 債 合 計</b>         | 1,703  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | 933   | <b>純 資 産 の 部</b>       |        |
| 商 標 権                | 2     | <b>株 主 資 本</b>         | 1,262  |
| 特 許 権                | 1     | 資 本 金                  | 3,831  |
| 電話加入権                | 1     | 資 本 剩 余 金              | 2,221  |
| ソフトウェア               | 613   | 利 益 剩 余 金              | △4,788 |
| ソフトウェア仮勘定            | 314   | 自 己 株 式                | △2     |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | 59    | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | 94     |
| 敷金保証金                | 58    | 為替換算調整勘定               | 94     |
| その他                  | 0     | <b>新 株 予 約 権</b>       | 135    |
| <b>資 産 合 計</b>       | 3,196 | <b>純 資 産 合 計</b>       | 1,493  |
|                      |       | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | 3,196  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                       | 金 額   |
|---------------------------|-------|
| 売 上 高                     | 2,565 |
| 売 上 原 価                   | 2,157 |
| 売 上 総 利 益                 | 407   |
| 通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 繰 入 額 | 691   |
| 通 信 サ ー ビ ス 繰 延 利 益 戻 入 額 | 772   |
| 差 引 売 上 総 利 益             | 488   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 1,585 |
| 営 業 損 失                   | 1,096 |
| 営 業 外 収 益                 | 5     |
| 受 取 利 息                   | 1     |
| 有 価 証 券 利 息               | 0     |
| そ の 他                     | 3     |
| 営 業 外 費 用                 | 100   |
| 支 払 利 息                   | 33    |
| 株 式 交 付 費                 | 13    |
| 有 価 証 券 売 却 損             | 0     |
| 為 替 差 損                   | 51    |
| そ の 他                     | 0     |
| 経 常 損 失                   | 1,190 |
| 特 別 利 益                   | 0     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益           | 0     |
| 特 別 損 失                   | 46    |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 0     |
| 減 損 損 失                   | 14    |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額       | 32    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失     | 1,237 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 6     |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △1    |
| 当 期 純 損 失                 | 1,242 |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成21年3月31日 残高             | 2,672   | 1,064 | △3,546 | △2      | 188    |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |         |        |
| 新 株 の 発 行                 | 1,158   | 1,157 |        |         | 2,315  |
| 当 期 純 損 失                 |         |       | △1,242 |         | △1,242 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,158   | 1,157 | △1,242 | —       | 1,073  |
| 平成22年3月31日 残高             | 3,831   | 2,221 | △4,788 | △2      | 1,262  |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------------|------------------|--------------|----------------|-------|--------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 平成21年3月31日 残高             | 0                | 40           | 40             | 75    | 305    |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |                |       |        |
| 新 株 の 発 行                 |                  |              |                |       | 2,315  |
| 当 期 純 損 失                 |                  |              |                |       | △1,242 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △0               | 54           | 54             | 59    | 114    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △0               | 54           | 54             | 59    | 1,187  |
| 平成22年3月31日 残高             | —                | 94           | 94             | 135   | 1,493  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 5社                                                                                                                                                           |
| 連結子会社の名称 | Computer and Communication Technologies Inc.<br>Arxceo Corporation<br>Communications Security and Compliance Technologies Inc.<br>アレクセオ・ジャパン株式会社<br>丹後通信株式会社 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (ア) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

##### (イ) デリバティブ

時価法

##### (ウ) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (ア) 有形固定資産

（リース資産を除く）

移動端末機器

耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産 定率法

##### (イ) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

(ウ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しています。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しています。

(6) 消費税等の会計処理

税抜処理

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 485百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,337,240株  
新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |           |           |          | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|--------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
|                          |                  | 前連結会計年度末           | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |                 |
| 平成11年度新株引受権              | 普通株式             | 93                 | 324       | 417       | —        | —               |
| 平成12年度新株引受権              | 普通株式             | 246                | 984       | —         | 1,230    | 1               |
| 第2回新株予約権(第三者割当)(平成21年3月) | 普通株式             | 30,000             | 99,200    | 129,200   | —        | —               |
| ストックオプションとしての新株予約権       | —                | —                  | —         | —         | —        | 134             |
| 合計                       |                  | —                  | —         | —         | —        | 135             |

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定にそってリスク軽減を図っています。

リース債務並びに社債は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

デリバティブは為替リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行いません。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

|                                  | 連結貸借対照表計上額 | 時 価      | 差 額  |
|----------------------------------|------------|----------|------|
| (1) 現 金 及 び 預 金                  | 1,047百万円   | 1,047百万円 | －百万円 |
| (2) 売 掛 金                        | 400        | 400      | －    |
| (3) 有価証券 その他有価証券                 | 221        | 221      | －    |
| 資 産 計                            | 1,669      | 1,669    | －    |
| (4) 買 掛 金                        | 156        | 156      | －    |
| (5) 未 払 金                        | 85         | 85       | －    |
| (6) リ ー ス 債 務                    | 88         | 90       | 1    |
| (7) 社 債                          | 800        |          |      |
| 未 払 社 債 利 息                      | 50         |          |      |
|                                  | 850        | 853      | 3    |
| 負 債 計                            | 1,181      | 1,186    | 4    |
| (8) デリバティブ取引<br>ヘッジ会計が適用されていないもの | 0          | 0        | －    |
| デリバティブ取引計                        | 0          | 0        | －    |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

##### (2) 売掛金

売掛金は大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

##### (3) 有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しているMMFです。有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。

##### (4) 買掛金及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、未払社債利息は、連結貸借対照表の流動負債「その他」に含まれています。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、ヘッジ会計を適用していません。デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によって算定しています。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しています。

5. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,015円11銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 977円34銭   |

6. 重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、平成22年7月1日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| ・株式の種類     | : 普通株式                       |
| ・新株発行の予定株数 | : 16,285株                    |
| ・新株予約権発行価額 | : 無償とする                      |
| ・発行価額      | : (注) 1                      |
| ・資本組入額     | : (注) 2                      |
| ・発行価額の総額   | : 未定                         |
| ・資本組入額の総額  | : 未定                         |
| ・取得者       | : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員    |
| ・権利行使期間    | : 平成22年7月1日から<br>平成27年7月1日まで |

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額）を資本金とし、残額を資本準備金とします。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |              | 負 債 の 部        |              |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| 科 目             | 金 額          | 科 目            | 金 額          |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,898</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,160</b> |
| 現金及び預金          | 997          | 買掛金            | 133          |
| 売掛金             | 338          | 短期借入金          | 20           |
| 有価証券            | 200          | 一年内償還予定社債      | 400          |
| 商品              | 163          | 未払金            | 58           |
| 貯蔵品             | 7            | 未払費用           | 57           |
| 未収入金            | 148          | 未払法人税等         | 14           |
| 前渡金             | 7            | 預り金            | 22           |
| 前払費用            | 33           | リース債務          | 24           |
| その他             | 1            | 通信サービス繰延利益額    | 386          |
| 貸倒引当金           | △1           | 訴訟損失引当金        | 32           |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,393</b> | その他            | 10           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>189</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>464</b>   |
| 建物及び附属設備        | 18           | 社債             | 400          |
| 車両及び運搬具         | 0            | リース債務          | 64           |
| 工具、器具及び備品       | 87           |                |              |
| 移動端末機器          | 0            | <b>負債合計</b>    | <b>1,625</b> |
| リース資産           | 82           |                |              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>983</b>   | <b>純資産の部</b>   |              |
| 商標権             | 1            | <b>株主資本</b>    | <b>2,531</b> |
| 特許権             | 0            | 資本金            | 3,831        |
| 電話加入権           | 1            | 資本剰余金          | 2,221        |
| ソフトウェア          | 614          | 資本準備金          | 2,221        |
| ソフトウェア仮勘定       | 365          | 利益剰余金          | △3,519       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,219</b> | その他利益剰余金       | △3,519       |
| 関係会社株式          | 70           | 繰越利益剰余金        | △3,519       |
| 敷金保証金           | 53           | <b>自己株式</b>    | <b>△2</b>    |
| 長期貸付金           | 1,303        | 新株予約権          | 135          |
| その他             | 0            | <b>純資産合計</b>   | <b>2,666</b> |
| 貸倒引当金           | △208         | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,291</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,291</b> |                |              |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高                   | 2,303 |
| 売 上 原 価                 | 1,754 |
| 売 上 総 利 益               | 549   |
| 通信サービス繰延利益繰入額           | 691   |
| 通信サービス繰延利益戻入額           | 772   |
| 差 引 売 上 総 利 益           | 630   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,479 |
| 営 業 損 失                 | 848   |
| 営 業 外 収 益               | 45    |
| 営 業 外 費 用               | 103   |
| 経 常 損 失                 | 906   |
| 特 別 利 益                 | 26    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 25    |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 0     |
| 特 別 損 失                 | 46    |
| 減 損 損 失                 | 14    |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 32    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 927   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5     |
| 当 期 純 損 失               | 933   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から）  
（平成22年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |                     |               |               | 自己株式  | 株 主 資 本 計 合 |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|---------------------|---------------|---------------|-------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金           |               | 利 益 剰 余 金 計 合 |       |             |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |       |             |
| 平成21年3月31日 残高           | 2,672   | 1,064     | 1,064         | △2,586              | △2,586        | △2            | 1,148 |             |
| 事業年度中の変動額               |         |           |               |                     |               |               |       |             |
| 新株の発行                   | 1,158   | 1,157     | 1,157         |                     |               |               | 2,315 |             |
| 当期純損失                   |         |           |               | △933                | △933          |               | △933  |             |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |               |                     |               |               |       |             |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,158   | 1,157     | 1,157         | △933                | △933          | -             | 1,382 |             |
| 平成22年3月31日 残高           | 3,831   | 2,221     | 2,221         | △3,519              | △3,519        | △2            | 2,531 |             |

|                         | 評価・換算差額等     |       |           | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|-------|-----------|-------|-------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評 価 額 | ・ 換 算 算 計 |       |       |
| 平成21年3月31日 残高           | 0            |       | 0         | 75    | 1,224 |
| 事業年度中の変動額               |              |       |           |       |       |
| 新株の発行                   |              |       |           |       | 2,315 |
| 当期純損失                   |              |       |           |       | △933  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △0           |       | △0        | 59    | 59    |
| 事業年度中の変動額合計             | △0           |       | △0        | 59    | 1,442 |
| 平成22年3月31日 残高           | -            |       | -         | 135   | 2,666 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(ア) 子会社株式 総平均法に基づく原価法

(イ) その他有価証券  
時価のないもの 総平均法に基づく原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く) 移動端末機器  
耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法  
その他の有形固定資産 定率法

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア  
見込有効期間（5年）に基づく定額法  
その他の無形固定資産 定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しています。

② 消費税等の会計処理

税抜処理

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「未払金」に含めて表示していましたが「未払費用」は、当事業年度において、負債及び純資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。

なお、前事業年度末の「未払費用」は26百万円です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 328百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 101百万円

長期金銭債権 1,303百万円

短期金銭債務 34百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 13百万円

営業費用 137百万円

営業取引以外の取引高 149百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 150株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰越欠損金        | 1,610百万円  |
| 関係会社株式評価損    | 361百万円    |
| 通信サービス繰延利益額  | 157百万円    |
| 減損損失（無形固定資産） | 79百万円     |
| 貸倒引当金        | 85百万円     |
| その他          | 73百万円     |
| <hr/>        |           |
| 繰延税金資産小計     | 2,368百万円  |
| 評価性引当額       | △2,368百万円 |
| <hr/>        |           |
| 繰延税金資産合計     | －百万円      |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務処理用電子計算機等についてはリース契約により使用しているものがあります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                      | 会社等の名称                                                                                                                                   | 議決権等の所有（被所有）割合     | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                              | 取引金額           | 科目                     | 期末残高          |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------|------------------------------------|----------------|------------------------|---------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む） | バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディー・ジャーディージャニュアリー4、1996（Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4）（注1） | 被所有<br>直接<br>8.1%  | 新株予約権付社債権者<br><br>役員の兼任<br>1名 | 新株予約権付社債の割当                        | －              | 一年内償還予定社債<br>（注2）      | 400           |
|                                         |                                                                                                                                          |                    |                               | 利息の支払<br>（注2）<br>（注3）              | 24             | 社債<br>（注3）<br><br>未払費用 | 400<br><br>50 |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む） | エルティサンダビー・ヴィー・ピー・エール T Sanda B. V. B. A<br>（注4）                                                                                          | 被所有<br>直接<br>13.0% | 役員の兼任<br>1名                   | 資金の借入<br>（注5）<br>（注6）              | 1,800          | －                      | －             |
|                                         |                                                                                                                                          |                    |                               | 新株の発行<br>（注6）<br><br>利息の支払<br>（注5） | 1,800<br><br>1 | －<br><br>－             | －<br><br>－    |

(注1) 当社の社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏(当社の代表取締役社長の実姉)が保有するジョイント・トラストです。

(注2) 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。償還期間3年、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円）の新株予約権付社債です。

(注3) 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。償還期間3年、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円）の新株予約権付社債です。

(注4) 当社の代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有するベルギー法人です。

(注5)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間17日、期日一括返済としています。なお、担保は提供していません。

(注6)当事業年度において、当社大株主による当社株式の海外売出しと、当該株主に対する新株発行を組み合わせた資金調達を実施し、1,800百万円を調達しました。

具体的には、平成21年9月2日に、当社の大株主であるエルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー (LTSanda B.V.B.A.、本社：ベルギー、代表者：三田聖二 (当社代表取締役社長)) (以下、「LTS」という) が欧州を中心とする機関投資家に対して当社株式124,000株の売出しを行い、当社は、LTSが売出しによって取得した純手取金全額をLTSから借入れました。

続いて9月18日に、当社はLTSが売出した株式数と同数の124,000株をLTSに新株発行 (第三者割当) し、LTSは、当社に対する貸付金債権をもって新株発行の払込金に充当しました。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                                   | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係                                     | 取引の内容       | 取引金額 | 科目         | 期末残高  |
|-----|----------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|-------------|------|------------|-------|
| 子会社 | Computer and Communication Technologies Inc.             | 所有直接100%  | 技術及びサービスの開発委託並びに当社サービスの一部の運用委託<br><br>役員の兼任2名 | ソフトウェアの購入   | 109  | 前渡金        | 3     |
|     |                                                          |           |                                               | システム運営費他    | 136  |            |       |
|     |                                                          |           |                                               | 資金の貸付       | －    | 長期貸付金 (注2) | 145   |
|     |                                                          |           |                                               | 利息の受取       | －    | 未収入金 (注2)  | 8     |
| 子会社 | Arxceo Corporation                                       | 所有直接57.1% | ネットワーク不正アクセス防御技術に関する提携<br><br>役員の兼任なし         | 資金の貸付       | 6    | 長期貸付金 (注2) | 98    |
|     |                                                          |           |                                               | 利息の受取       | －    | 未収入金       | －     |
| 子会社 | Communications Security and Compliance Technologies Inc. | 所有直接100%  | データ通信サービスに関する提携<br><br>役員の兼任1名                | 資金の貸付       | 299  | 長期貸付金      | 1,059 |
|     |                                                          |           |                                               | 利息の受取       | 35   |            |       |
|     |                                                          |           |                                               | ソフトウェアの共同利用 | 4    |            |       |

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

(注2) 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計208百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において合計25百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,892円98銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 734円18銭   |

10. 重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、平成22年7月1日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| ・株式の種類     | : 普通株式                       |
| ・新株発行の予定株数 | : 16,285株                    |
| ・新株予約権発行価額 | : 無償とする                      |
| ・発行価額      | : (注) 1                      |
| ・資本組入額     | : (注) 2                      |
| ・発行価額の総額   | : 未定                         |
| ・資本組入額の総額  | : 未定                         |
| ・取得者       | : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員    |
| ・権利行使期間    | : 平成22年7月1日から<br>平成27年7月1日まで |

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額）を資本金とし、残額を資本準備金とします。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

|             |       |   |   |   |   |   |
|-------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 岡 | 田 | 基 | 宏 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 井 | 上 | 司 |   | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

#### 東陽監査法人

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 岡 田 基 宏 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 井 上 司 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告及び説明を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月20日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 笠井 哲 哉 ㊟

監査役 山口 洋 ㊟

監査役 中山 孝 司 ㊟

監査役 師田 卓 ㊟

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役3名選任の件

現任取締役のうち、福田尚久、田島淳及び井戸一朗の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )       | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | 福 田 尚 久<br>(昭和37年7月21日生) | 昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社<br>昭和60年7月 ㈱群馬データベースシステム設<br>立 代表取締役社長就任<br>昭和61年3月 東京大学 文学部卒業<br>平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (M<br>B A) 修了<br>平成4年7月 アンダーセンコンサルティング<br>(現 アクセンチュア) 入社<br>平成5年9月 アップルコンピュータ㈱(現 ア<br>ップルジャパン㈱) 入社<br>平成9年11月 同社 事業推進本部長<br>平成11年12月 同社 マーケティング本部長<br>平成13年6月 アップルコンピュータ (現 アッ<br>プル) 本社 (米国) 副社長就任<br>平成14年4月 当社 上席執行役員就任<br>平成16年6月 当社 取締役就任<br>平成16年7月 当社 C F O 就任<br>平成18年6月 当社 常務取締役就任<br>平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 (現任)<br>平成22年3月 当社 C O O 就任 (現任) | 100株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )     | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2         | 田 島 淳<br>(昭和29年7月19日生) | <p>昭和54年3月 慶応義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了</p> <p>昭和54年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話㈱) 入社</p> <p>平成2年3月 慶応義塾大学 工学博士号取得</p> <p>平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱(現 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 転籍</p> <p>平成13年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ国際ビジネス部長</p> <p>平成16年6月 同社 グローバルネットワーク開発部長</p> <p>平成18年4月 当社 執行役員就任</p> <p>平成19年4月 当社 上席執行役員就任</p> <p>平成20年6月 当社 取締役就任(現任)</p> | 100株            |
| 3         | 井 戸 一 朗<br>(昭和7年7月1日生) | <p>昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業</p> <p>昭和32年4月 山武ハネウエル㈱(現 ㈱山武) 入社</p> <p>昭和55年12月 同社 取締役就任</p> <p>昭和59年12月 同社 常務取締役就任</p> <p>昭和61年12月 同社 取締役副社長就任</p> <p>昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任</p> <p>平成10年6月 同社 代表取締役会長就任</p> <p>平成14年7月 同社 相談役就任</p> <p>平成15年6月 当社 監査役就任</p> <p>平成18年6月 当社 取締役就任(現任)</p>                               | 一株              |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井戸一朗氏は、社外取締役の候補者です。
3. 井戸一朗氏は、企業の経営に長年携わっており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
4. 井戸一朗氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は4年となります。
5. 当社と社外取締役候補者井戸一朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

現任監査役のうち、師田卓及び中山孝司の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴及び重要な兼職の状況<br>並びに当社監査役であるときの地位                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 師田卓<br>(昭和11年8月16日生) | 昭和36年3月 東京大学 法学部卒業<br>昭和36年3月 帝人(株) 入社<br>平成2年6月 同社 取締役就任<br>平成6年6月 同社 常務取締役就任<br>平成8年6月 同社 専務取締役就任<br>平成10年6月 同社 代表取締役専務就任<br>平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役(非常勤)<br>平成18年6月 当社 監査役就任(現任)                                                                                                                                        | 15株         |
| 2     | 中山孝司<br>(昭和11年7月1日生) | 昭和34年3月 明治大学 法学部卒業<br>昭和34年4月 大和証券(株) 入社<br>昭和45年6月 京都セラミック(株)(現 京セラ(株)) 入社<br>昭和60年6月 同社 取締役就任<br>昭和62年6月 第二電電(株) 理事就任<br>昭和62年10月 九州セルラー電話(株) 専務取締役就任<br>平成11年10月 (株)ソーカーホン関西 代表取締役社長就任<br>平成14年7月 (株)ソーカーセルラー東京 顧問就任<br>平成15年7月 (財)京都産業21 ビジネススーパーバイザー就任<br>平成18年3月 県立広島大学大学院 総合学術研究科経営情報学専攻修了<br>平成18年6月 当社 監査役就任(現任) | 一株          |

- (注)
1. 各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 各監査役候補者は、社外監査役の候補者です。
  3. 師田卓氏は、経営者及び社外監査役として豊富な経験を有していることから、業務執行に対する有効な監査を行っていただけるものと考え、引き続き当社の社外

監査役として適任であると判断いたします。

4. 中山孝司氏は、当社の事業領域である移動体通信事業に関する豊富な経営経験を有していることから、業務執行に対する有効な監査を行っていただけるものと考え、引き続き当社の社外監査役として適任であると判断いたします。
5. 各監査役候補者は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社と各監査役候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。

### 第3号議案 ストックオプションによる取締役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が取締役に付与される場合には、取締役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っていますが、当該取締役の報酬総額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額5,000万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の取締役は7名（うち4名は社外取締役）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決された場合も7名（うち4名は社外取締役）となります。

また、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：10,100株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクロス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日  
平成22年7月1日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間  
平成22年7月1日から平成27年7月1日まで  
(行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の  
金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要す  
る。
- (6) 新株予約権の数  
10,100個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定す  
る取締役会の決議によって定める。

#### 第4号議案 ストックオプションによる監査役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が監査役に付与される場合には、監査役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該監査役の報酬総額とは別枠で、当社監査役に対する報酬として年額100万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の監査役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も4名となります。

また、監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：40株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日  
平成22年7月1日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間  
平成22年7月1日から平成27年7月1日まで  
(行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の  
金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の数  
40個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号  
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール  
電話番号 (03)-3470-4611



会場最寄駅 地下鉄  
都営大江戸線  
麻布十番駅下車 7番出口より徒歩4分  
東京メトロ南北線  
麻布十番駅下車 4番出口より徒歩7分  
東京メトロ日比谷線  
六本木駅下車 3番出口より徒歩10分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。